

1社随意契約する理由

工 事 名	簡改朝第3号 千縄・荃太浄水場 残留塩素計更新工事
1社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による (性質または目的)</p> <p>本工事は、衛生上の措置として水道法において義務付けられている塩素消毒後の残留塩素濃度を監視し、設定した残留塩素濃度を安定的に確保するために必要となる残留塩素計が故障してしまったことから修繕を行うものです。</p> <p>千縄荃太浄水場の残留塩素計設備は、下記事業者が製造し納入した機器であり、長年にわたり同社製品を使用して稼働しており、また同事業者は、その他の浄水場においても、同様に消毒設備を一体的に維持管理しております。</p> <p>これらのことから、当該施設及び設備を熟知しており、不測の緊急時においてもメンテナンスの実施が迅速に対応可能である下記業者と1社随意契約をするものです。</p>
随意契約の相手方	新潟市中央区女池明神三丁目12番地4 新潟オーヤラックス販売株式会社 代表取締役 豊嶋 昇